

令和6年

第1回市議会定例会 議案第44号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年函館市条例第51号）の一部を次のよう
に改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ
ならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公
衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求め
に応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当する
ものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他
これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ
る物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に
改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2
項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い，特定教育・保育施設における運営規程の概要等の掲示等に関する規定等を整備するため